

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に基づき、本学の男性労働者の育児休業等の取得状況を公表します。

男性労働者の育児休業等取得割合

令和6年度：33%（事業年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日）